

大和市告示第66号

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱（平成21年大和市告示第231号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域防災拠点事業

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。